

高知県中学校体育連盟表彰規程

(目的)

第1条 高知県中学校体育連盟の振興に寄与し、各地区役員もしくは各競技専門部役員としてその功績が顕著なものに対し、功労者としてその榮譽を顕彰することを目的とする

(受賞の資格)

第2条 表彰は各号に該当するもので、各地区中学校体育連盟及び各競技専門部から推薦されたもの

- 1 各地区会長 3年以上務めたもの
- 2 各地区理事長 3年以上務めたもの
- 3 各地区研究委員長 3年以上務めたもの
- 4 各競技専門部役員 4年以上務めたもの
- 5 上記のほか特に必要と認められたもの

(選考ならびに決定)

第3条 第2条により推薦されたものについては、表彰委員会において選考し、第2回理事会において決定する

(表彰)

第4条 表彰受賞者には、第3回理事会において感謝状を贈る

(附則)

この規程は、平成18年 4月28日から施行する
平成18年 6月24日一部改正
平成23年 6月25日一部改正